

保 険 料 の 納 め 方

保険料の納め方は、公的年金からの差引き（特別徴収）と納付書又は口座振替による納付（普通徴収）の2通りがあります。

1. 公的年金からの差引き（特別徴収）

●次に該当する方が特別徴収になります。（手続きは不要です。）

★公的年金受給額が、年間18万円以上の方（複数の年金を受給されている場合は、政令等で定める最も優先順位の高い年金受給額が対象となります。）

★介護保険料が特別徴収され、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる公的年金受給額の2分の1以下の方

●年6回の公的年金支給日に保険料を差し引きます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和7年2月分の保険料額と同じ額を差し引きます。			確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を3回に振り分けて差し引きます。		

※年度内の各納付月の保険料が概ね均等になるように、8月で調整を行う場合があります。

※特別徴収の額は、年度途中で変更できないため、年度途中で保険料が増額の場合、増額分は普通徴収となります。また、減額の場合は、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

※令和7年度から特別徴収の対象となる場合は、確定した年間保険料を6回に分けて、そのうち3回を第1～3期（7月～9月）の普通徴収で納めていただき、残り3回を10月・12月・2月に年金から差引きます。

⇒翌年度（令和8年度）の4月・6月・8月の仮徴収額は、令和8年2月と同額となります。

納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます

特別徴収に該当する場合は、原則は特別徴収ですが、滞納がなく、口座振替手続済みの場合は、口座振替に変更することができます。

金融機関へ口座振替依頼書を提出後、その控えを添付し（口座手続済みの方は不要）、「納付方法変更申出書」を、市民税課保険料係または各支所窓口へ提出してください。

10月から特別徴収停止の申出期限 令和7年7月31日（木）

（この期限以降の申出による変更時期については、お問い合わせください。）

※既に変更の手続をされている場合や、特別徴収のままで差し支えない場合は、手続不要です。

2. 納付書又は口座振替による納付（普通徴収）

●次の各項目に該当する場合は、普通徴収になります。

★特別徴収の事由に該当しない方

★年度途中で75歳になった方や他市町から転入された方

●7月に決定し、7月から翌年3月までの9回に分けて、納付書又は口座振替で納めていただきます。

※納期限は、原則毎月末日（12月は25日）で、該当日が休日の場合は、翌営業日です。



◎納付書の方は、安心して確実な口座振替をご利用ください。申込用紙は市内の金融機関窓口にあります。預金通帳と通帳届出印を金融機関へお持ちください。

市役所（本庁及び浦崎・百島の除く各支所）でキャッシュカードによる申込みが可能です（漁協・信用組合を除く）。その際は暗証番号の入力が必要です。

※国民健康保険料等を口座振替されている方も、新たに手続きが必要です。

◎スマホアプリ（PayB、PayPay）での納付も可能です。（ただし、領収書は発行されません。）

令和7年度 後期高齢者医療保険料

保 険 料 の 概 要

◎加入する対象者…75歳以上の方（生活保護受給者を除く。）

※65歳以上で一定程度の障害がある方は、申請により加入することができます。

◀後期高齢者医療制度（以下「後期」とする）に加入するまで国民健康保険に加入されていた方へ▶

●後期に加入された方が世帯主で、加入後も世帯内に国民健康保険加入者がいる場合、擬制世帯主となり国民健康保険料の通知も引き続き世帯主宛てに届きます。

※国民健康保険料は、当初の決定時（7月）に、あらかじめ75歳以降は含めず計算したものを、納付月数により均等で割って請求していますので、75歳になってから減額することはありません。

◀後期に加入するまで協会けんぽ等に参加されていた方へ▶

●後期に加入する方が、直前まで被扶養者だった場合は、後期の保険料が軽減される場合があります。（詳しくは3ページの2をご参照ください。）

●後期に加入する方の被扶養者は、新たに国保に加入するか、他の協会けんぽ等の方の被扶養者になる手続きが必要です。



◎保険料は、広島県内ならどこに住んでも同じです。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。県内すべての市町が参加して設立された広島県後期高齢者医療広域連合が、「均等割額」及び「所得割率」を2年ごとに見直し、決定しています。

令和6・7年度の保険料 ●均等割額 49,621円 ●所得割率 9.63%

（詳しくは2、3ページをご参照ください。）

◎納付方法は、原則、公的年金からの差引き（特別徴収）となります。

※ただし、次の場合は、年金から差し引くことはできません。

●75歳になって間もない方

収入が年金のみで、介護保険料も年金から差引きされている方のうち、1月から5月生まれの方はその年の10月から、6月から12月生まれの方は翌年の10月から、原則年金差引きが開始されます。

●2月の年金から保険料の差引きが無かった方

一昨年度と比べて昨年度の保険料が減額となったり、昨年度中に所得更正等で減額となったことなどにより2月の年金から保険料差引きが無かった方は、今年度の前半の年金差引きは停止となります。この場合、原則10月から年金差引きが再開されますが、それまでの間（7月～9月）は、納付書又は口座振替（普通徴収）で納付していただきます。

●介護保険料の10月以降の年金差引きが無い方

世帯状況の変更等の理由により、今年度の介護保険料が減額となり、10月以降の年金差引きが無い方は、後期高齢者医療保険料も10月以降の年金差引きが停止となり、9月から普通徴収に切り替わります。

●介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計すると、年金受給額の2分の1を超える方

一時所得などの所得の増額等により、介護と後期の保険料の合計が、1回に受給する特別徴収の対象となる年金の半分を超える場合は、10月以降の年金差引きは停止となります。

※納付書が同封されている方は、納付書での納付が必要です。

※特別徴収に該当する方も、申出により口座振替で納付することができます。

（詳しくは4ページをご参照ください。）

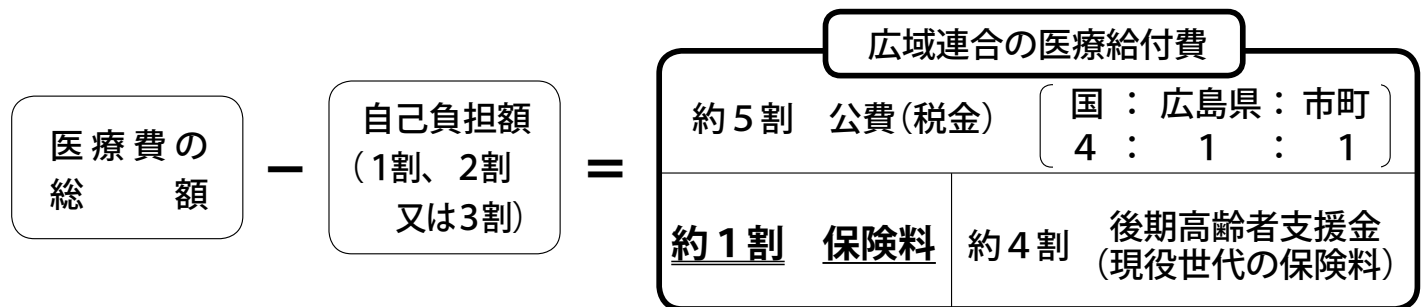
お問い合わせ先：尾道市 市民税課 保険料係

電 話 （0848）38－9145

保 険 料 の 決 め 方

保険料率の算出方法

医療費の総額から、被保険者が病院などで支払う自己負担額（1割、2割又は3割）を差し引いたものが、広域連合が負担する医療給付費となります。この医療給付費のうち、約5割を公費（税金）で、約4割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残った1割を被保険者全員の保険料で負担していただきます。



保険料の決定基準

- 保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。
- 令和7年度の保険料は、令和7年4月から令和8年3月までを1年とし、令和6年中の所得と賦課期日（令和7年4月1日又は資格取得日）現在の世帯状況をもとに、7月に決定します。
- 年度の途中で資格を取得された場合は、資格を取得された月から計算し、途中で喪失された場合は、喪失された前月まで月割りで計算します。
 - ※保険料の決定（変更）通知の時期は、届出等のあった月の翌月又は翌々月となります。
毎月25日ごろが、賦課計算基準日となるため、月の下旬に届出等があった場合は翌々月の通知となります。また年齢到達の場合も、被扶養者軽減確認のため、原則誕生月の翌々月の通知となります。
 - ※特別徴収の停止は、手続きに2か月以上要するため、通知に記載の保険料額と実際の年金から差し引かれる保険料額が異なる場合があります。（納めすぎとなった保険料は後日還付します。）

令和7年度 保険料の計算方法

均等割額 49,621 円	＋	所得割額 ((総所得金額等(※1)－基礎控除額(※2)) × <u>所得割率 9.63%</u>)	＝	年間保険料額 (限度額 80 万円)
------------------	---	--	---	-----------------------

- ※1 総所得金額等とは、「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で算出される金額の合計額で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。雑損失の繰越控除がある場合も控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。
- ※2 基礎控除額は地方税法に定める方法により計算します。合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円になります。

制度改正による影響を緩和するための措置がなくなります。

- 総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方の所得割率は、令和6年度のみ8.98%でしたが、令和7年度は一律9.63%になります。
- 生年月日が1949年（昭和24年）3月31日以前の方、もしくは令和6年度までに障害認定により資格取得された方は、令和6年度のみ年間保険料限度額は73万円でしたが、令和7年度は80万円になります。

令和7年度 保険料の軽減措置

次の要件に当てはまる場合は、保険料が軽減されます。（手続は不要です。）

1. 均等割額の軽減

世帯主と世帯内の被保険者の令和6年中の所得の合計額	軽減割合 軽減後の均等割額
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1）」以下	7割軽減 14,886円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋30万5千円×（世帯の被保険者数）」以下	5割軽減 24,810円／年
「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1） ＋56万円×（世帯の被保険者数）」以下	2割軽減 39,696円／年

- ※10万円×（年金・給与所得者数－1）は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。
「年金・給与所得者数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。
 - 給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち、事業専従者給与分を除く）
 - 令和6年12月31日現在65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える人
 - 令和6年12月31日現在65歳以上かつ公的年金収入額が125万円を超える人
- ※昭和35年1月1日以前生まれの方で、前年に公的年金等の所得がある場合は、最高15万円を控除した額で判定します。
- ※「雑損失の繰越控除」がある場合は、控除後の所得金額で判定します。
- ※「事業専従者控除」、「分離譲渡所得に係る特別控除」がある場合は、控除する前の所得金額で判定し、「事業専従者給与分にかかる所得」は、所得に含めず判定します。
- ※世帯主及び被保険者に所得不明な人がいると軽減できません。
- ※軽減判定は、賦課期日時点（令和7年4月1日または資格取得日）で行われます。（年度途中で世帯状況や広島県内の住所に異動があっても再判定しません。）

2. 協会けんぽ等の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前まで、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被用者保険（市町村国民健康保険や国民健康保険組合は除く。）の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

均等割額	5割軽減（加入月から2年を経過する月まで）
所得割額	当面の間、かかりません。

※1の均等割額の軽減の対象者となる場合、軽減割合の高い方が優先されます。

協会けんぽ等の被扶養者だった人で、保険料が軽減されていない場合は、市の担当窓口へ、資格喪失証明書を添付のうえ、「後期高齢者医療被扶養者届出書」を提出してください。

保険料の減免

次に該当する場合は、申請により減免になることがあります。

- 天災や火災等により住宅や家財に一定程度の損害をうけた場合
- 世帯主の死亡、長期入院、失業、事業の不振、休業・廃業などの理由により、収入が激減したことによって、生活が著しく困難になった場合

詳しくは、市民税課保険料係へお尋ねください。

